

世田谷区施設栽培促進補助金交付要綱に関する要領

令和 8 年 4 月 30 日

8 世都農第 201 号

1 趣旨

この要領は、世田谷区施設栽培促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において使用する用語は、要綱に定める例による。

3 補助金の交付額（要綱第 5 条関係）

（１）要綱第 5 条第 3 項に規定する、災害その他不可避の事情により、補助事業を追加で行うことが認められる場合において、補助金限度額に乗ずる「係数」は、別表に定めるところによる。

（２）要綱第 5 条第 3 項に規定する「補助金の交付額の上限」は、当初の補助事業について要綱第 5 条第 1 項ただし書の規定により算定した補助金限度額に、別表に定める係数を乗じて得た額とする。

（３）別表第 1 項に掲げる事情により、既に交付決定を受けた補助事業に係る経費が増額となった場合の変更後の補助金額は、第 2 項に規定する補助金の交付額の上限額とする。ただし、第 2 項に規定する補助金の交付額の上限額は、次に掲げる額を超えることができない。

ア 当初の交付決定額に、変更後の補助事業費から当初の補助事業費を控除した額に補助率を乗じて得た額を加算した額

（４）前項の規定により算出した補助金額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（令和 8 年 4 月 30 日 8 世都農第 201 号）

この要領は、令和 8 年 4 月 30 日から施行する。

【別表】

補助事業実施期間	事情	係数
令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	中東情勢の影響による物価高騰等に伴う経費増加や資材調達困難等	1.3